



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年10月8日

証拠説明書(D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



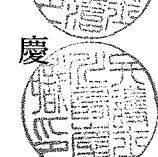
同

濱松慎



同

川島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第14号証

証拠の標目	裁判所は原子炉の安全性をどのように取り扱ってきたか (法学セミナー56巻11号所収) [表紙、24ないし28頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年11月
作 成 者	高木光
立 証 趣 旨	本論文は、行政法の研究者（京都大学教授）である筆者が、原子力訴訟の類型、最高裁判所の判例理論によって設定されている判断枠組み、行政機関と裁判所の役割分担等について論じたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・原子力発電所の運転差止訴訟等について、「現行法制度が『相対的安全性』の原則を採用していると解される以上、『絶対的安全性』を求めるに等しい解釈によって原告の請求を認容することはできない」と指摘されていること（準備書面17第1章第2の2

	(6, 9頁)：本書証26頁) ・ドイツでは原子力発電所の運転停止を求める民事訴訟は立法により明示的に排除されていること（準備書面⑯第1章第2の2（9頁）：本書証24頁）
--	--

乙D第15号証

証拠の標目	もんじゅ控訴審判決の読み方 (日本原子力学会誌47巻9号所収) [613ないし617頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成16年12月21日
作 成 者	藤原淳一郎
立 証 趣 旨	<p>本書証は、行政法の研究者（慶應義塾大学名誉教授・弁護士）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認訴訟差戻控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決・判例時報1818号3頁, 請求認容。上告審：最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁, 破棄自判・控訴棄却。）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、同控訴審判決の「『絶対的安全性』を要求する論法」は、「明らかに伊方判決の真意・趣旨を逸脱」すると指摘されていること（準備書面⑯第1章第1の2（6, 7頁）：本書証615頁）を明らかにする。</p>

乙D第16号証

証拠の標目	国立感染症研究所実験等差止請求訴訟控訴審判決 (訟務月報51巻5号1154頁以下所収) (法務省ウェブサイト http://www.shoumudatabase.moj.go.jp/search/html/upfile/geppou/pdfs/d05105/m05105005.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成15年9月29日
作 成 者	東京高等裁判所
立証趣旨	<p>本判決は、控訴人（第一審原告）らが、国立感染症研究所における研究活動について、同研究所で保管され、実験に用いられる病原体等により生命、身体及び健康等が害されるおそれがあるとして、人格権に基づき、国（被控訴人、第一審被告）に対して、病原体等を用いた実験の差止め等を求めた事案の控訴審判決である（請求棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・主張立証責任について、「控訴人らは、立証責任は被控訴人にあると主張するが、具体的な危険性の存在は、差止請求の要件と解されるから、採用することができない。」と判示し、主張立証責任の転換を否定したこと（準備書面⑨第3の3(3)（20頁）、準備書面⑬第4章第2の2(2)（80頁）、準備書面⑯第1章

	<p>第4の2（14頁）：本書証57頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の安全性について、「（被告注：同研究所で取り扱われる）病原体等はそれ自体において危険性を有するものであるが、問題はその被害発生をいかに防止するかにかかっている」と判示し、準備書面⑯で被告が述べた、科学技術の利用に関する基本的な理念と共通の認識を明らかにしたこと（準備書面⑰第1章第2の2（7, 8頁）：本書証59頁） ・人為的ミスの可能性等を述べる控訴入らの主張について、「具体的な危険性ではなく、一般的抽象的な危険性をいうに等しく、これを是認することになれば、100パーセントの安全性を立証し、100パーセントの違法性の不存在を立証することを被控訴人に求める結果となり、不法行為法の理論としても採用することはできない。」と判示し、ゼロ・リスクであることの立証を要求することの不合理性を指摘したこと（準備書面⑰第1章第2の2（7頁）：本書証82頁）
--	---

乙D第17号証

証拠の標目	環境権と裁判（抜粋） [表紙、126ないし163頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和52年4月20日
作 成 者	原田尚彦
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（東京大学名誉教授）である筆者が、公害・環境問題を論じた論稿を収録した書籍（抜粋）である。</p> <p>本書証によって、学界においても、原子力発電所等の訴訟について、「いまでもなく人間活動には危険発生の確率が零というものはありえない。とすれば、将来の予測において絶対無害を立証することは、何事であれ不可能に属することである。」として、ゼロ・リスクであることの立証を要求することはできないことが指摘されていること（準備書面⑦第1章第2の2（7頁）：本書証151、152頁）を明らかにする。</p>

乙D第18号証

証拠の標目	裁量統制と無効（下）－もんじゅ訴訟の教訓 (自治研究79巻8号所収) [表紙、19ないし42頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成15年8月
作 成 者	高木光
立 証 趣 旨	<p>本書証は、行政法の研究者（京都大学教授）である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認訴訟差戻控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決・判例時報1818号3頁、請求認容。上告審：最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁、破棄自判・控訴棄却。）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、同控訴審判決が事実上採らなかつた相対的安全性の考え方、「技術者の世界では常識に属するが、法の世界においても『不文の法原則』として妥当するものと考えるべきであろう。」と指摘されていること（準備書面⑫第1章第2の2（8頁）：本書証33頁）を明らかにする。</p>

乙D第19号証

証拠の標目	仮処分訴訟における被保全権利の審理について(再論) (民商法雑誌75巻5号所収) [表紙、725ないし752頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和51年12月
作 成 者	吉川大二郎
立証趣旨	<p>本書証は、民事訴訟法の研究者（立命館大学名誉教授・弁護士（故人））である筆者が、仮処分における被保全権利の審理について論じたものである。</p> <p>本書証によって、我が国における訴訟において、「立法論としてならばとにかく、解釈論として、わが民訴法と異なる外国立法を持出しても、説得力に乏しいといわざるを得ない」と指摘されていること（準備書面⑯第1章第2の2（9頁）：本書証741頁）を明らかにする。</p>

乙D第20号証

証拠の標目	理化学研究所P4施設利用差止請求訴訟判決 (判例時報1467号所収) [表紙, 3ないし30頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成5年6月15日
作 成 者	水戸地方裁判所土浦支部
立 証 趣 旨	<p>本書証は、原告らが、被告理化学研究所がつくば市に設置した実験施設における遺伝子組換え実験により、その生命、身体に回復し難い重大な損害を受けるおそれがあるとして、人格権等に基づき、被告に対し、実験施設の利用差止め等を求めた事案に対する判決である（請求棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が「原告らは本件P4実験室での組換えDNA実験により受忍限度を超える公害被害が生じる一般的抽象的蓋然性のあることを立証すれば足り、右立証がなされたときは、被害が発生しないことを被告側が立証すべきであると主張するが（略）本件のような差止め請求訴訟において、ただちに原告ら主張のような立証責任の軽減或いは転換を図るべきであるとは解されない。」と判示し、主張立証責任の転換を否定したこと（準備書面(9)第3の3(3)（20頁）、準備書面(13)第4章第2の2(2)（80頁）、準備書面(17)第1章第4の2（14頁）：本書証29, 30頁）を明らかにする。</p>

乙D第21号証

証拠の標目	函館市廃棄物最終処分場操業差止請求訴訟控訴審判決 (裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/656/033656_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成18年9月28日
作 成 者	札幌高等裁判所第3民事部
立証趣旨	<p>本書証は、控訴人（第一審原告）らが、廃棄物最終処分場を設置、管理する函館市（被控訴人、第一審被告）に対し、同処分場には病原体等が含まれる感染性廃棄物が搬入、埋立てされるなどしており、これにより原告らの生命、健康等が侵害されていると主張し、人格権に基づき、同処分場の操業差止めを求めた事案に対する控訴審判決である（請求棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が「控訴人らは、感染性廃棄物（略）の現実的な危険性を控訴人側で立証する必要はなく、感染性廃棄物を搬入、埋立しても現実的な危険性がないことは被控訴人において立証する必要がある旨主張するが、控訴人らの請求が人格権に基づく差止請求である以上、控訴人らに被害が発生する高度の蓋然性があることは控訴人らで立証すべきものである。」と判示し、主張立証責任の軽減ないしは転換を主張する控訴人らの見解を否定したこと（準備書面(13)第4章第2の2(2)（80, 81頁）、準備書面(17)第1章</p>

	第4の2(14頁)：本書証18頁)を明らかにする。
--	---------------------------

乙D第22号証

証拠の標目	遺伝子組換えイネ野外栽培実験差止等請求訴訟控訴審判決 (原告団ホームページ http://ine-saiban.com/saiban/siryo/Z/ 101124Judge2.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成22年11月24日
作 成 者	東京高等裁判所第20民事部
立証趣旨	<p>本書証は、控訴人（第一審原告）らが、遺伝子組換え技術を用いたイネの開発を行う独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（現・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構。被控訴人、第一審被告）に対し、被控訴人によるイネの栽培実験は近隣のイネとの交雑等により生態系に重大な影響を及ぼし、農業従事者の生産基盤を失わせ、一般消費者の人格権等を侵害するとして、人格権に基づき、栽培実験の差止め等を求めた事案に対する控訴審判決である（請求棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が「控訴人らは（略）本件GM（被告注：遺伝子組換え）イネを開発した被控訴人において本件GMイネの安全性を立証すべきであり、被控訴人がその立証を尽くさない場合は本件GMイネの交雫の危険性が事実上推認されるというべきであると主張する。しかし（略）控訴人らの主張を採用</p>

	<p>することはできない。」と判示し、主張立証責任の軽減ないしは転換を主張する控訴人らの見解を否定したこと（準備書面⑬第4章第2の2(2)（80, 81頁）、準備書面⑰第1章第4の2（14頁）：本書証10頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙D第23号証

証拠の標目	携帯電話基地局鉄塔撤去請求訴訟第一審判決 (判例タイムズ1332号所収) [表紙、121ないし166頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成16年6月25日
作 成 者	熊本地方裁判所
立 証 趣 旨	<p>本書証は、原告らが、携帯電話基地局を操業する電気通信事業者である被告に対し、基地局から発せられる電磁波による健康被害等のおそれを理由に、人格権に基づき、基地局の操業差止め等を求めた事案に対する判決である（控訴審：福岡高裁平成21年9月14日判決・判例タイムズ1332号121頁。控訴棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が「原告らは（略）本件鉄塔から放射される電磁波による健康被害の具体的危険性の研究報告等を指摘すれば足り、具体的な安全性についての主張立証責任は被告にあると主張するが、人格権侵害に該当する事実としての上記具体的危険性の法律上の主張立証責任は、上記事実により自己に有利な法律効果の発生を主張する原告らにあると解するのが相当であるから、これと異なる原告らの前記主張は独自の見解として採用することができない。」と判示し、主張立証責任の軽減ないしは転換を主張する原告らの見解を否定したこと（準備書面13第4章第2の2</p>

	(2) (80, 81頁), 準備書面⑯第1章第4の2(14頁)：本書証152頁)を明らかにする。
--	---

乙D第24号証

証拠の標目	携帯電話基地局構築物建設操業差止請求訴訟第一審判決 (裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/294/035294_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成19年6月25日
作成者	熊本地方裁判所民事第3部
立証趣旨	<p>本書証は、原告らが、携帯電話基地局を操業する電気通信事業者である被告に対し、基地局から発せられる電磁波による健康被害等のおそれを理由に、人格権に基づき、基地局の操業差止め等を求めた事案に対する判決である（控訴審：福岡高裁平成21年9月8日判決・公刊物未登載。控訴棄却、確定）。</p> <p>本書証によって、同判決が「原告らは、電磁波が人体へ悪影響を与えることについて科学的にある程度証明されていることなどを主張立証すれば、本件基地局から放出される電磁波が原告ら周辺住民の生命・身体の安全等に被害を与える蓋然性が高いことの主張立証を尽くしたことになると解すべきであると主張するが、これは独自の見解であって、採用することはできない。」と判示し、主張立証責任の軽減ないしは転換を主張する原告らの見解を否定したこと（準備書面⑬第4章第2の2(2)（80, 81頁）、準備書面⑭第1章第</p>

	4の2(14頁)：本書証42, 43頁)を明らかにする。
--	------------------------------

乙D第25号証

証拠の標目	もんじゅ訴訟判決についての一考察 －平成一五年一月二七日名古屋高裁金沢支部判決を中心として (自治研究83巻6号所収) [表紙, 3ないし15頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成19年6月
作 成 者	南博方
立証趣旨	<p>本書証は、行政法の研究者（一橋大学名誉教授（故人））である筆者が、高速増殖炉「もんじゅ」設置許可処分無効確認訴訟差戻控訴審判決（名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決・判例時報1818号3頁、請求認容。上告審：最高裁第一小法廷平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁、破棄自判・控訴棄却。）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、同控訴審判決が事実上採った、裁判所が行政庁に代わって原子炉施設の安全性の有無を判断する実体的判断代置方式は、「科学技術に対する素人判断の独断と過誤」を招くおそれがあると指摘されていること（準備書面⑯第1章第5の2(2)（17, 18頁）：本書証14頁）を明らかにする。</p>